O_{14} ＝ 0.057
O_{15} ＝ 0.072
O_{16} ＝ 0.075
O_{17} ＝ 0.076
O_{18} ＝ 0.076
O_{19} ＝ 0.083
O_{20} ＝ 0.063
O_{21} ＝ 0.063
O_{22} ＝ 0.063
O_{23} ＝ 0.062
O_{24} ＝ 0.050
O_{25} ＝ 0.050
O_{26} ＝ 0.005
O_{27} ＝ 0.003
O_{28} ＝ 0.0021

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

Q_{12} ＝ 0.060
Q_{13} ＝ 0.061
Q_{14} ＝ 0.057
Q_{15} ＝ 0.072
Q_{16} ＝ 0.075
Q_{17} ＝ 0.076
Q_{18} ＝ 0.076
Q_{19} ＝ 0.083
Q_{20} ＝ 0.063
Q_{21} ＝ 0.063

R　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を

O_{14} ＝ 0.057
O_{15} ＝ 0.073
O_{16} ＝ 0.076
O_{17} ＝ 0.076
O_{18} ＝ 0.083
O_{19} ＝ 0.084
O_{20} ＝ 0.064
O_{21} ＝ 0.064
O_{22} ＝ 0.064
O_{23} ＝ 0.052
O_{24} ＝ 0.051
O_{25} ＝ 0.007
O_{26} ＝ 0.005
O_{27} ＝ 0.003

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

Q_{12} ＝ 0.060
Q_{13} ＝ 0.061
Q_{14} ＝ 0.057
Q_{15} ＝ 0.073
Q_{16} ＝ 0.076
Q_{17} ＝ 0.076
Q_{18} ＝ 0.083
Q_{19} ＝ 0.084
Q_{20} ＝ 0.064
Q_{21} ＝ 0.064

R　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を